

平成28年第4回教育委員会臨時会議事録

平成28年11月24日（木）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成28年11月24日（木）午前10時00分～午前10時11分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 對 馬 初 音
委 員 久 保 田 福 美 委 員 伊 井 希 志 子

出席説明員 事務局次長 徳 嵩 淳 一 学 校 整 備 大 竹 直 樹
担 当 部 長
生涯学習スポーツ 齋 木 雅 之 中 央 図 書 館 長 森 仁 司
担 当 部 長
庶 務 課 長 岡 本 勝 実 教 育 人 事 企 画 課 長 藤 江 敏 郎

事務局職員 庶 務 係 長 井 上 廣 行 法 規 担 当 係 長 岩 田 晃 司
担 当 書 記 小 野 謙 二

傍 聴 者 数 0 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第105号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する
条例
- 議案第106号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例
- 議案第107号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例

目次

議案

議案第105号	杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	4
議案第106号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	6
議案第107号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	7

教育長 ただいまから平成28年第4回杉並区教育委員会臨時会を開催いたします。

本日は折井委員がご欠席ですが、定足数は満たしておりますので、このまま議事を進めることといたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり議案3件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。

なお、本日の案件につきましては、いずれも平成28年第4回区議会定例会への提出予定議案であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件であることから、区的意思形成過程上の案件となっております。

したがって、同法第14条第7項の規定により、本日の会議を非公開としたいと思いますが、いかがですか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、本日の会議を非公開といたします。

では、議案の審議を行いますので、事務局より上程説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは日程第1、議案第105号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

特別区人事委員会は、本年10月11日に、各特別区の議会及び区長に対しまして、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったところでございます。

勧告の内容でございますが、職員の給与が民間従業員の給与を584円、率にして0.15%下回っていることから、公民較差を解消するため、月例給を引き上げるとともに、特別給の支給月数を0.1月引き上げるものでございます。

区におきましては、こうした状況を踏まえまして、本年11月1日に区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料並びに区議会議員の議員

報酬の額等の適否につきまして、特別職報酬等審議会に諮問いたしましたところ、同月8日に答申がなされたところでございます。

答申の内容でございます。

区においては、財政の健全化を推進し、行財政改革を進めていること。

区議会においては内部改革を進めていること等、区長等の様々な取組が評価できるものであること。

本年の特別区人事委員会勧告において、月例給及び特別給がプラス改定であること。

昨今の日本経済は緩やかな回復基調が続いていることから、区長等の給料月額及び議員報酬月額を0.2%、期末手当の支給月数を0.1月引き上げることが妥当であるとするものでございます。

区ではこの答申を受け、検討いたしました結果、区長等の給与及び議員報酬等を答申どおり改定することといたしました。

なお、関連する4件の条例を条建てで改正することとしており、第3条におきまして、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは改正の内容につきまして、資料に沿ってご説明を申し上げます。議案の最後から2枚目に添付しております資料2の「給与改定等の概要」をご覧ください。

教育長等の給料月額及び期末手当の支給月数を記載のとおり引き上げることとしております。

最後に、これらの改定等の実施時期でございますが、公布の日から施行することとし、特別職報酬等審議会の答申を踏まえまして、給料及び議員報酬に係る規定は本年11月1日から、期末手当に係る規定は本年12月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第105号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは異議がございませんので、議案第105号につきましては原案のとおり可決いたします。

庶務課長 それでは日程第2、議案第106号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

先ほどご説明いたしましたとおり、特別区人事委員会は職員の給与に関する報告及び勧告を行ったところでございます。

勧告の内容でございますが、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていることから、公民較差を解消するため、職員の給料表を改定するというものでございます。

特別給につきましては、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引き上げ、4.4月分とするものでございます。この支給月数の引き上げ分につきましては、民間の支給状況等を考慮し、勤勉手当に割り振ることとしております。

特別区におきましては、この勧告の取り扱いにつきまして、慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することといたしました。

そこで、本区におきましても、職員の給与を改定する必要があるため、この条例を改正するものでございます。

なお、条例の改正に当たりましては、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があるため、2条建てで改正しております。

それでは改正の内容につきまして、資料に沿ってご説明を申し上げます。議案の最後から2枚目に添付しております資料2「給与改定の概要」をご覧ください。

まず、給料表の改定でございます。公民較差を解消するため、給料表の給料月額を別表第1のとおり引き上げることとしております。

次に、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定でございます。現行の支給月数、平成28年度の支給月数、平成29年度の支給月数をそれぞれ記載してございます。

職員及び管理職員の勤勉手当の年間支給月数を0.1月引き上げ、年間の特別給を4.4月分とするとともに、再任用の職員及び再任用管理職員の年間支給月数を0.05月引き上げ、2.3月分としております。

最後に施行期日等でございます。

第1条による給料表及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、

改正後の給料表に係る規定は、本年4月1日から、勤勉手当に係る規定は本年12月1日から適用することとしております。

第2条による勤勉手当に係る改正は平成29年4月1日から施行することとしております。

そのほか、給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整を行うことができることとしております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第106号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第106号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、日程第3、議案第107号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明いたします。

先ほど議案第106号でご説明いたしましたとおり、特別区人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告では、職員の勤勉手当を引き上げることとしております。

また、区費負担の学校教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して改定等を行うことが適当であるとの意見が出されました。

東京都の教育職員の給与につきましては、本年10月18日に東京都人事委員会から都知事等に対しまして、報告及び勧告が行われたところでございますが、公民較差が極めて小さいため、給料表の改定を見送っております。

区では特別区人事委員会の意見を尊重し、慎重に検討を進めた結果、給料表の改定は見送り、勤勉手当を引き上げることいたしました。

このことに伴いまして、学校教育職員の給与を改定する必要があるため、この条例を改正するものでございます。

それでは改正の内容につきまして、資料に沿ってご説明を申し上げます。議案の最後から2枚目に添付しています資料2「給与改定の概要」をご覧ください。

勤勉手当につきまして、幼稚園教育職員と同様に改正を行うこととしております。

最後に施行期日等といたしまして、幼稚園教育職員と同様に、この条例の施行日、適用日に関する規定等を定めております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。

議案第107号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第107号につきましては原案のとおり可決といたします。

それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。

本日の教育委員会を閉会いたします。